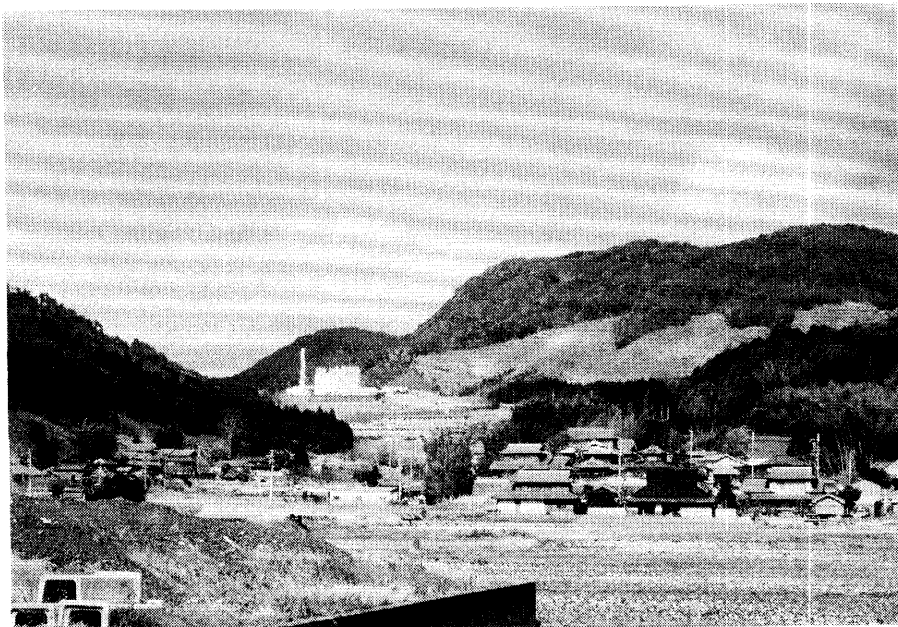


関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

1999.2.10発行〈通巻第280号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 全国安全センター労働省交渉行われる……………2
- 離職後の2回目以降の事業主証明不要など、
労災保険請求時の一部取り扱い変更……………10
- ダイオキシンのお話 その7……………12
- 豊能郡美化センター労働者
ダイオキシンへの高濃度曝露明らかに……………15
- 前線から(ニュース)……………16
分析作業での腱鞘炎で労災請求 北大阪ユニオン・大阪／パセデス
さんプレス災害損害賠償裁判 本人尋問始まる・西成／外山鑄造労
災損害賠償裁判 原告証人調べて新証言・岐阜

全国安全センター労働省交渉行われる

前向き回答はほとんど皆無 しかし、継続的交渉が不可欠

前号で一部報告したように1月22日に全国安全センターの昨年に続く労働省交渉が行われた。前もってセンター側からは安全衛生、労災補償など労働安全衛生行政全般にわたる要求、質問事項が出され、交渉で口頭の回答を受けて議論をする方式で約3時間にわたって話し合いが行われた。

現場からの問題提起に対し、これをよく理解できない労働省官僚との基本認識のずれをいつもながら痛感する場面も多く、加えて前向きな回答もほとんどなく、ずいぶんと疲れる交渉であった。昨年、今年とまるで我慢比べをしているような気分にもさせられたが、相手も人間、来年もその次もずっと続けてやるぞと思いながら交渉会場を後にしたのだった。時間が不足し、十分労働省の考えを聞けなかったり、回答がまったく不十分な点もあり、何点かを労働省の宿題としてあずけざるを得なかった。

ともあれ、以下にその交渉における労働省の回答の中からいくつかあげて紹介してみたい。

パブリック・コメント手続き

パブコメ？、これは何のことだ。

いまや間近の情報公開法の成立過程を横目でみながら、政府は各役所、機関が規制を設定したり改正、廃止する際に、事前に国民（パブリック）の意見（コメント）を聞いて反映させる「規制の設定または改廃に係る意見照会手続き（仮称）」（パブリックコメント手続き）を来年度から実施する方針にて、総務庁が案をとりまとめているところだという。

「どうせろくなものであるまい」というむきもあるだろう。政府の役人が下々のパブリックの意見をキキましたとかっこつけたいだけ、でしょう、たぶん。

しかし、そうした制度をつくろうとしてきている以上、これにたくさん注文をつけておくことは大切である。なにせ中央省庁の中でも労働省の情報非公開度は一、二を争うのである。

総務庁の案では、①政省令、告示だけでなく審査基準、処分基準、行政指導も対象になり、②最終的な意思決定前に、③案文だけでなく関連資料等も含めて、④ホームページへの掲載等の公表方法により積極的な衆知を図る。案に対する意見、情報について⑤1ヶ月程度を目安に募集期間を明示し、⑥郵便、ファクシミリ、電子メールなどの手段

を公表時に明示し、⑦出された意見、情報を考慮して意思決定し、これに対する当該役所の考え方を提出された意見、情報とともに公表する、などが検討されているといわれる。

こうした手続きがたとえば、労災認定基準の検討、決定過程に適用されれば、少なくともいまよりは「ずいぶんいいじゃないですか」ということなのである。

そこで労働省に対しては次のような項目の要求を行った。

- ①認定基準などの「行政手続法の審査基準等」をすべて対象とすること。部内限通達、事務連絡等でも該当するものはすべて対象にすること。
- ②公表時期は遅くとも関係審議会等に対するのと同時期に。提出された意見、情報をその審議会にも報告すること。
- ③関係審議会への提出資料はすべて公表。それ以外の必要関連資料の提示要請にも応える方策を。専門家会議での提供関連資料も公表すること。
- ④公表方法には労基署窓口での配布、郵送、ホームページでの全文・関連資料掲載を含めること。
- ⑤意見・情報募集期間は3ヶ月程度確保すること。
- ⑥意見・情報提出方法に郵便、ファクシミリ、電子メールを含めること。
- ⑦提出された意見・情報を考慮して意思決定し、これに対する当該機関の考え方をその意見・情報とともに公表すること。
- ⑧公表すべき資料を隠すなど手続きを守らなかった場合、調査を実施し、手続きをや

り直し、責任者の処分などのシステムを確立すること。

- ⑨行政手続法上の各処分の内容などの一覧表を毎年度更新し、窓口、ホームページなどで入手可能とすること。

労働省の回答は「総務庁を中心に鋭意検討中。労働省として決定された手続に基づき適切に施行していく。①から⑧の要望についてもパブコメの（労働省における）詳細な手続を定める際の参考にさせていただきたい。⑨は、問い合わせにはすぐ答えられる体制はある。ホームページへの掲載は鋭意検討していきたい」

回答と裏腹に、他の省庁の中には総務庁の検討を待たずに先行実施しているところもあり（通産省は昨年8月から、建設省、郵政省、日銀では一部実施）、それに比べて「消極的だ」とこちらから指摘した。

インターネット利用上の改善

労働省のホームページははっきり言って貧弱である。そこで、①危険有害性情報、職場改善事例のデータベースサービスの開発、整備をすること、②諸外国のようにオンライン相談・照会、回答できる体制を整備すること、を要望した。

労働省の回答は「①については前向きに検討したい。中央労働災害防止協会（中災防）に安全衛生情報センターを設置しようとしており、これができれば情報提供もいままですら以上に強化できるのではないかと。②については、まだそうした体制がとれておらず、いましばらく時間をいただきたい。ま

ずは情報発信の方を十分にやっていきたい」

出したい情報を出したい形で出すことをまずするという事だろう。労働省にやってもらいたいことは（今できていないことは）こうした「かっこうづくり」ではなく、聴きたいことのある人にすぐに十分な情報を出すことである。そこのところがわかっているのか、いないのか。

照会、回答システムは労働省の姿勢、力量が問われることになるので、できるだけききたいのかもしれない。なぜ、求められていることをしようとしなのだろうか。

ちなみに、オーストラリアは24時間以内回答、イギリスは10日以内回答のシステムがあり、アメリカでは過去の質問、回答内容の一覧までである。

労災隠し

労災隠しの実態というのは正確に把握することは不可能だろう。しかし、日常化している労災被災者の権利侵害の温床になっていることを示す事例は枚挙にいとまがない。

健康保険を管轄している社会保険庁でも「本来労災保険で支払われるものが、全国で6万件、20億円ないし22億円が毎年支払われている」と国会で答弁し（97年5月15日参議院労働委員会）、日本医師会労災・自賠責委員会答申（95年12月21日）でも「労災隠し事案が増加傾向にあるということばかりでなく、その内容が企業ぐるみで行われている疑いのある事例が増加している」と指摘している。

関係部局では各々どう実態を把握し、認

識されているのかと質問したのだが、労働省の回答は、個別対応で労災隠しが判明したものは対処しているといった程度で、組織的に、抜本的な対応をとっている、取ろうという姿勢は相変わらずみられなかった。

どうするんだ！アスベスト禁止

欧米におけるアスベスト禁止の趨勢が決定的な中で日本はまだ禁止に踏み切ろうとしていない。アスベスト多国籍企業は市場を非欧米に完全にシフトしてきており、アジアにおける日本の政策動向はいまや大きな利権に結びついている。

そうした状況を労働省が知らないはずはなく、沈黙を続けていることは、こうしたアスベスト産業の利権を擁護することになっている。アスベストの中で今でも使用禁止になっておらず、大量に輸入、消費されているクリソタイル（白石綿）を労働安全衛生法上の「製造等禁止物質」に加えるように要望したのだが。

労働省の回答は「クリソタイルは現在、管理体制の充実を求めている。規制していないということではない。ただ、ご指摘のようなこと（各国の石綿禁止の動きのこと）もあるので今後とも情報収集というかたちで努めていきたいと考えている。」

とりあえずは「何もしません」という意味である。念のため『禁止に向けたでなくとも、規制強化でも管理体制でも、労働省でクリソタイルに関して具体的に検討しているということがあるのか』と聞くと、「現在は無い」。やっぱり。

もう一つ念のため『情報収集とは何ですか』と尋ねると、「何かあればいろいろな先生方がいるので、そういうところから情報をとることになっている」。やっぱりいました御用学者。でも労働省が情報源にしている「先生方」は誰なのでしょう。

結局アスベストに関する政策については、現状に照らすと非常に無責任な状況にわが労働省があることが情けなくも明らかになっただけだった。

ほんとうに、どうにかしないとだめだ。

結晶性シリカ、発ガン物質への対応

じん肺肺がんに関連して、じん肺の主要な原因物質・結晶性シリカ（珪酸粉じん）の発がん性をIARC（国際がん研究機関）が確実なものとして認定したのが1996年10月。しかし、労働省は依然としてじん肺肺がんの因果関係を認めず、被災者救済をさぼっているばかりか、安全衛生対策の強化も図ろうとしていない。この問題はこれまで何度も報告してきた。

結晶性シリカについては、発がん性物質として特定化学物質等障害予防規則（特化則）の対象物質にし、健康管理手帳の交付対象にもするように要望した。

労働省の回答は「IARCの決定については承知しているが、現在、情報収集をしている段階で、まだ判断ができないという状況。健康管理手帳については、交付対象とするほどの疫学的知見等が得られていないと判断する。」

本誌前号でも報告したが、結局労働省は、

IARCの評価を受け入れることをためらっている、ないし拒否しているというのが現状である。「情報収集中」とは便利な言葉だが、世界的に信頼されているIARCの評価を否定できる専門家がいるとはどうも考えられない。「情報収集中」といいながら健康管理手帳に関する回答の中で疫学的知見が不足していると一定の判断をしているようでもある。それなら、具体的な根拠を示すべきである。労災認定基準をはじめ、検討資料や「意見を聞きました」という「専門家」の名前すら明らかにあきらかにしないことが非常に多く、今回の問題でも同様である。

一言で言って、被災労働者や患者のことを二の次に考えているとしかいいようがない。

実は、IARCが発がん性があるとして「グループ1」に分類している物質で特化則の対象となっていない物質があり、当然労災認定基準上も対応がとられていない。それはエイリオナイト、酸化エチレン、木材粉じんなどかなりの数にのぼっている。

この点について労働省の回答は「IARCの評価イコール特化則の規制ではない。IARCの評価の存在は承知しており、今後ともIARCの評価等を総合的に考えて、継続的に情報収集を行って適切に対応していきたい」

またしても「情報収集」である。われわれが最低知りたいのは、特化則に入れないなら入れないでどうして入れないかということである。判断基準と根拠は何なのかなど中身のある話がきければまだましであるが、

労働省の現状はそれ以前の問題らしい。やはりこうした問題に対応し判断する能力が労働省組織には決定的に不足していると考えざるを得ない。

それをごまかすために「先生方」とか「情報収集中」と言っているにすぎないのだろう。こうした発がん物質に関しては安全衛生対策の遅れとともに労災補償対策も、結晶性シリカと同様に遅れている。そうした新たに確認されてきている発ガン物質に関する労災認定基準について1999年度労働省重点施策で「発ガン性の情報等新たな医学的見解に基づく認定基準等の見直しについての検討」があげられているので、「ここにはいわゆる『職業病リスト(労基則別表第1の2)』の見直しがあるのか、検討の具体的内容、日程を明らかに」と質問した。

労働省の回答は、「これは、国際機関等が化学物質の発がん性の評価等を行ったものについて、当該物質を国内的にどう取り扱うか、そういったことを検討することを予定している。別表1の2については、すぐに見直すというものではないが、これは(検討は)全般的にやられるが、その結果必要とあらば、当然、別表1の2の見直しが行われるものと考えている」

職業ガンのリスト見直しも一応射程にいれていると思われるが、このままではペースは相当遅いものとなることは確実である。

労働安全衛生法関連条文の罰則強化

労働安全衛生法の各規定が遵守されていない場合が多い。罰則がなかったり軽いため会社がますます「へ」とも思わなくなり、絵に描いた餅になってしまう。罰則強化は現状改善の手段として有効である。今回も以下のような罰則規定の強化を要望した。

- ①総括安全衛生管理者の職務怠慢について、罰則を設けること。
- ②安全衛生推進者等の制度について、罰則を設けること。
- ③安全・衛生委員会を開催しない場合の罰則を定めるとともに、委員会設置義務のない事業場において、関係労働者から意見を聴く措置(則第23条の2)を講じなかった場合にも罰則を設けること。
- ④元方事業者が必要な指示をしないうき等(法29条、29条の2)、注文者が請負人に違法な指示をしたとき(法第31条の3)について、罰則を設けること。
- ⑤作業内容変更時の安全衛生教育について、罰則を設けること。
- ⑥職長等の安全衛生教育について、罰則を設けること。



労働省交渉(衆議院第一議員会館):全国安全センター

- ⑦適正配置（法62条）の対象となる範囲について政令又は省令で明示し、罰則を設けること。
- ⑧健康診断異常所見者の医師意見聴取に罰則を設け、意見内容の記録を保存させること。
- ⑨健康診断実施後の措置について、罰則を設けること。
- ⑩法第119条の罰金を少なくとも100万円以下とすること。

たとえば③の項目は、設置義務のあるときに委員会を設置しないときは罰則があるが、設置だけして月1回以上の開催はしなくても（設置していないのと同じ）別に罰則もないというのはおかしいではないかということである。

労働省の回答は「基本的に罰則を強化せよというお話だが、いかがなものかと思う。われわれの罰則は、中身を履行してもらうために、いざというときは罰則を適用するという伝家の宝刀のようなものであり、ここに掲げられているようなことでは、なかなか現実問題としては罰則の適用は難し

い。・・・むしろ、罰則がないためにこういう問題があるのだというようなことがあれば、ぜひお聞かせいただきたい。」

基本的な問題として、労働安全衛生法は労働者の生命に直結する問題を扱っており、その意味からは罰則が軽すぎるという批判は従来から根強い。これに加えて、平日頃の実感は労働基準監督がひじょうになまぬるいし、対応が遅いということである。労災解雇がいままさにおこなわれようとしているから助けてくれとかけこんでも、労働者が現に会社を叩き出されてから何ヶ月もしないと書類送検すらできない、というのが現実である。体制が弱体で取り締まりの実効があがらないなら、罰則強化で対応することぐらい当たり前ではないか。

安全衛生管理体制の改善の要望も行ったが、その中には、安全・衛生委員会の設置義務を「30人以上の全産業に拡大すること」が含まれていた。これへの労働省の回答でも「（中基審でもいろいろ議論が出ていたが）ただちにこれを引き上げるべき、どうしてもそれがないと困るという状況、そういう

ことがなかなか見えてこない。もう少し様子をみて対応していきたいというのが基本的スタンスである」と述べるのみであった。

総じて規制の強化には興味がないという態度であった。労働省側のこうした基本姿勢をどのようにして変えさせていくのが今後の対行政交渉の大きな課題の一つといえる。



労働省側

障害等級認定基準の見直し議論はこれから

障害等級認定基準の問題点は多々ある。1999年度労働省重点施策の中に「障害認定基準等の見直し」があげられているので、この点について精神神経系統の障害の格付けの問題など何点か要望したが、現状で問題なしといった趣旨の回答だった。

しかし、すべてはこれからということであり、今後、細かい点を含めて要求を出していくこと、この問題についての検討状況を追っていくことが重要だと考えられた。

頭頸腕障害等（いわゆる上肢作業障害）、非災害性腰痛などの認定件数

われわれはこれらの認定件数が実態に比べて非常に少ないと考えている。過去5年間の性別、職種別、都道府県別の請求、補償状況を質問したところ、労働省の回答は「上肢障害の認定件数は平成5年度182人、6年度156人、7年度149人、8年度286人、9年度388人。非災害性腰痛は平成5年度30人、6年度41人、7年度37人、8年度35人、9年度44人。性別、請求件数については統計をとっていない。」などというもの。

こんなに少ない数字をしゃべっていてよくも恥ずかしくないものである。労働省が労災補償の仕事をさぼりきっていることを如実に示しているのがこの数字である。まさに労災認定基準による労災隠しといえよう。

非災害性腰痛などはほとんどゼロに等しい。上肢障害は平成8年度の終わりに改正された上肢障害の業務上外新認定基準（平成9年2月3日付け基発第65号）の影響からか件数は増えているが、本来はこれより2けた以上単位の違う数字であるべきだろう。

ところが回答では、『腰痛の労災認定基準』についても「現在のところ改正の予定はない」というからあきれたものである。

健康保険から労災保険への切り替え時の取り扱い

労災保険のことを知らなかったため、あるいは、知らされなかったために、健康保険で受診し、傷病手当金ももらっていた場合、改めて労災保険に請求しようとする、「健康保険などから支払われた医療費その他を返納しないと労災保険の手続きを認めない」という馬鹿な使用者や労基署が一部にあるので、そういうことのないようにと要望した。

こうしたやり方をされると被災労働者にとっては大きな負担となり、制度の狭間で無補償状態に陥ったり、請求権を抑制することにつながるのである。古い通達だが昭和30年6月9日付基発359号「業務上外の認定に関する連絡調整について」では、労災保険と社会保険のどちらの給付も受けられないという困ったことにならないように第一線機関どうしが連絡調整するように指示されており、この通達の関連指示文書が存在するか否かも質問した。

労働省の回答は、「多大的経済的負担が生ずる等の場合については、健康保険に全額還付する前であっても、労災保険を支給するというようなことで運用している。」

従来からそうした指示をしているので、そうっていないところがあれば適切に指導していきたいということであった。

「指示文書」については、交渉後の後日「あるが、『事務連絡』なので見せられない」と連絡してきた。労働省の情報公開度はまことにお寒いのである。

保険給付の支払い遅延対策

労災保険給付がいくつかの理由で、請求時点から何年もかかってはじめて支給されることがある。調査に長期間を要した場合、不服審査あるいは行政訴訟でやっとこさ認められた場合など。そのすべての場合について、仮払いが行われたり延滞利子が支払われることはない。10年近い裁判をおこなってはじめて不支給処分が取り消されたとしても10年前の金額のみが支払われるというのは、その間不利益を受け続けてきた被災者、家族にとって納得しがたいものがある。

労働省の回答は、金銭面で支払い遅延対策を行っていくことはなじまないとの回答でこうした対策への理解すら示されなかった。

しかし、労災指定医療機関に対しては(財)労災保険情報センターが労災保険へのレセプト請求後ただちに仮払いして、のちに正式決定後精算する制度が運用されてお

り、いわば医療機関へのサービスはおこなっているのではないかと指摘した。労災保険法は労働者保護を目的とした法律である。労働省のお役人の天下り先をつくるより先にすることはいくらでもあるではないか。

官民格差はない？！

公務員と民間労働者の労災補償水準には差がある部分があり、何点かについて昨年の交渉においても指摘した。深夜勤務に就くときの通勤途上の災害は労災保険では通勤災害だが、公務員では行政解釈で業務上災害とされている。また、遺族年金の受給資格について障害者の場合、労災保険では障害5級以上でないと受給資格がないが、公務員の場合は7級以上となっている等々。

今回の交渉でもこうした格差の改善、解消を要求していたところ、労働省は「そもそも官民格差というものも、そもそもわれわれの認識としてはないものと考えている。ひとつあるとすれば、(公災制度上の)特別援護金だが、これは民間企業のいわゆる労災上積み補償に該当するものである」と回答した。

こちら側は昨年度の交渉にあたってもすでに11項目を具体的にあげて指摘しているので「なにを言っているんだ」となり、再確認し回答ということになった。まったく呆れたものである。

(事務局)

★2回目以降の休業補償などで 離職後の事業主証明が不要に ★記名押印のところが自筆署名もOKに

労災になって療養補償や休業補償を請求するとき、請求用紙には、会社（事業主）、医療機関の証明を受けて、本人が記名押印をして労基署なりに提出する。

このとき、様々な理由ですでに会社を離れている（離職している）とき、会社から事業主証明を何度も受けなければならないことがあり、労働者に負担を強いている場合があった。

たとえば離職したじん肺患者さん、派遣労働者などすでに関係のない会社に証明を求めることは煩わしいことであり、場合によっては嫌がらせを受けることもある。患者団体などから労働省に対してこうした問題の是正が求められていたが、今回、全面的とはいえないが、事業主証明に関して一部が不要とされることになった。

同時に、これまで請求用紙の中で記名押印が必要とされていた、「事業主の氏名・印」「診療担当者の氏名・印」「請求人の氏名・印」部分について、「記名押印」でも「自筆署名」でもどちらでもいいことになった。つまり、印鑑がなくてもOKということ。

正式には、1月11日から実施されている。詳細は以下の通り。

- ①離職後の事業主証明が一部不要に
・離職後で休業補償給付等の2回目以降の請

求等の場合、事業主証明が不要に。（通勤災害についても同様）【様式第8号、第16号の6】

ただし、離職後でも初回の請求については事業主証明が必要。また、離職後で2回目以降の場合でも請求する休業期間の一部でも離職前の期間を含んでいる場合は事業主証明が必要。

- ・離職後で「療養補償給付の費用請求」の2回目以降の請求の場合、事業主証明が不要に。「療養補償給付の費用請求」とは労災指定病院以外にかかった場合の実費請求のこと。（通勤災害での場合は今回のことを知らせる労働省パンフレットにはリストアップされていないが、「従来から2回目以降の事業主証明は不要としているので」（労働省労災管理課）とのこと。【様式第7号(1)～(5)】
- ・離職後の労災指定病院の変更届について、事業主証明が不要に。（通勤災害についても同様）。【様式第6号、第16号の4】
- ②労災保険の請求書等に係る事業主の氏名（法人その他の団体であるときは代表者の氏名）記入欄、請求人（申請人）の氏名記入欄及び診療担当者の氏名記入欄等については記名押印又は自筆による署名のいずれかでよい。

● 請求書記載例 (様式第8号・休業補償給付の場合) ※労働者パンフレットより

様式第8号(表面) 労働者災害補償保険 標準字体 アカサタナハマヤラフ
 休業補償給付支給請求書 第3回 01234 イキシチニヒミリン
 休業特別支給金支給申請書(同一傷病分) 56789 ウクスツヌフムユル
 エケセテネヘメレ
 オコソツノホモヨロ

※ 34300

府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
 13101987654

労働者の性別 労働者の生年月日 障害又は発病年月日
 15078 0910

姓 氏名 八木道明 (00歳)
 の住所 練馬区上石神井0-0

新規・変更
 0111 01130 30 30

就業の名称 加藤商事株式会社
 就業上の氏名 代表取締役 加藤 茂雄

労働者の直接所属 事業場名称所在地
 左 内側 靱帯損傷

診療期間 0年11月1日から0年11月30日まで 30日間 診療回数 20回
 傷病の経過 0年11月1日から0年11月30日まで 30日間のうち 30日

請求人の証明
 所在地 千代田区霞ヶ関0-0
 診療所の名称 前川医院
 診療担当者氏名 前川 正

請求人 申請人 八木道明

中光 労働基準監督署長 殿

2回目以降の請求(申請)で離職後である場合には、事業主証明の必要がなくなりました。

ただし、療養のため労働できなかった期間の全部又は一部が離職前である場合には、事業主証明が必要となります。

記名押印又は署名になりました。

ダイオキシンのお話

その7

中地重晴 (環境監視研究所)

所沢の野菜不買騒動

前回では日本人のダイオキシンの摂取は主に食べ物からという話をしました。2月の初めからニュースステーションで埼玉県所沢市周辺の野菜から高濃度のダイオキシンが検出されたと報道され、所沢の野菜が売れなくなるという事件がおきました。不買のための被害額は4億円にものぼるそうです。

最も高濃度だったのがお茶の葉で飲んでも大丈夫だと埼玉県と厚生省が安全宣言を行って、騒ぎは収まったようです。ダイオキシン汚染が問題になったのはほうれん草ですが、いわゆる葉物と呼ばれる野菜類は一年草で所沢周辺にたくさんある産廃焼却炉から排出されたダイオキシンを取りこんだと考えられます。これらの葉物の汚染を食い止めるには産廃焼却炉の停止しか手はありません。

ダイオキシンはごみの焼却に由来するので環境汚染は最近の問題なのでしょう。歴史的なダイオキシンの存在や環境汚染を確かめる調査結果が発表されていますので、紹介します。

ダイオキシン汚染のピークは70年代から80年代

過去のダイオキシン汚染の状況を把握するための調査が廃棄物研究財団によって行われました。大阪湾(3ヶ所)と琵琶湖(2ヶ所)における底質中のダイオキシン濃度を調べることによっていつ頃からダイオキシン類の汚染が存在するのか調べられました。底質とは海や湖の底泥のことを言います。底質は毎年少しずつ堆積していきますから、ボーリングして堆積した深さから年代を推定することができます。

その結果、図1に示すとおり、琵琶湖の底質からは古くは1840年代、江戸時代の末期にはダイオキシンの存在が確認されています。これはおそらく薪や炭を燃やしたり、稲わらを燃やしていたため、ダイオキシンが発生していたと考えられます。その頃のダイオキシン発生量は少なく、戦後日本の高度経済成長とともにダイオキシン類の発生量は飛躍的に増加したことがわかります。

大阪湾では1970年代後半にピークを迎え、琵琶湖では1960年代から増加し、1980年代から1990年代にかけてピークを迎え、現在まで横ばい状態であることがわかりました。廃棄物処理の変化と対応していることがわ

図1 琵琶湖及び大阪湾におけるPCDD/D Fs濃度変化(TEQ)

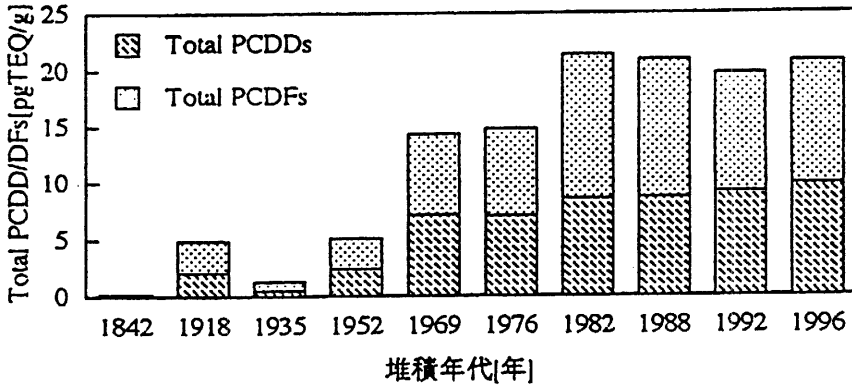
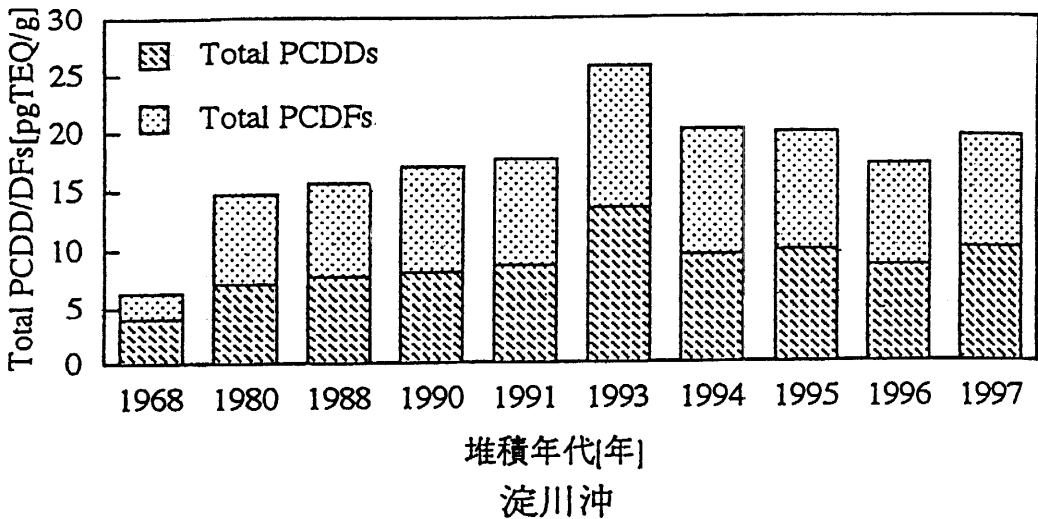
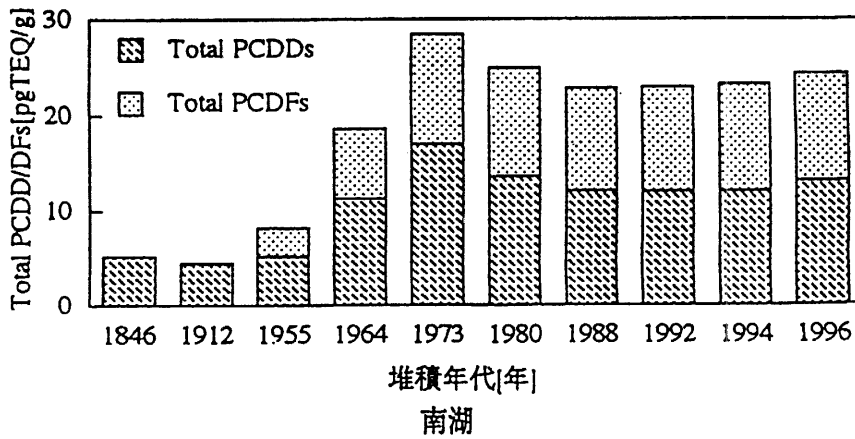


図3-2-8-6 琵琶湖北湖PCDD/D Fs濃度変化(TEQ)

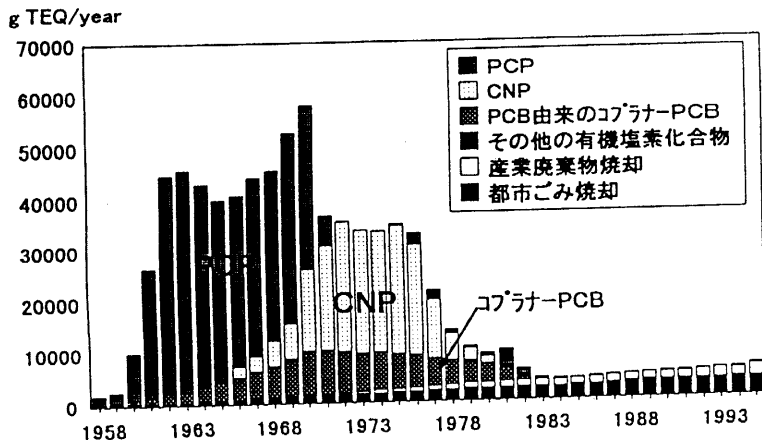


かります。皆さんご存知の方も多いと思いますが、90年に花と緑の博覧会が開催された鶴見緑地は昭和30年代大阪市の家庭ごみ埋め立て地でした。それが山のようになったので鶴見新山と呼ばれていたところでした。その後、埋め立て地の確保が困難になって、市内10工場で焼却してから大阪湾に矢板を打って造成した人工島に焼却灰を埋め立てるようになったのです。そうしてできたのがオリンピック予定地の舞島です。一般廃棄物を焼却するようになった70年代からダイオキシン類の蓄積量が増加したことに重なります。

無視できない農業からのダイオキシン汚染

調べてみると過去のダイオキシン排出量は現在よりも多いことがわかりました。横浜国立大学の中西、益永氏らの調査によれば、かつて水田の除草剤として使用されていたペンタクロロフェノール(PCP)、クロロニトロフェン(CNP)に不純物としてダイオキシン類が含まれていたことがわかっています。水田での使用によって、水系

図2 ダイオキシン類(TEQ)環境放出量



を汚染したことも確かです。愛媛大学の脇本氏らの調査でも、愛媛県下の水田土壌のダイオキシン濃度が高いこととその原因は除草剤の使用であることも指摘されています。PCPやCNPは製造量から使用実態が把握できますから、過去どれぐらいのダイオキシン類が環境中に放出されたかが推定できます。図2によりますと、1960年代から70年代にかけて今よりも一桁高いレベルでダイオキシン類が放出されていたことが推定されます。また、その当時はPCBが使用されており、PCB由来のコプラナーPCBによる汚染もかなりの量がありました。

ただ、水田で使用された除草剤はかなりの部分が水田土壌と吸着していて、それがどれぐらい河川から海へ流出したかは不明です。琵琶湖や大阪湾の底質の調査とは若干時間のずれがあり、排出量と底質の蓄積量とを考えあわせれば、排ガスから大気中に放出される焼却由来のダイオキシン類のほうが環境汚染という観点からは問題であることがわかります。

歴史的には今から30年前の60年代から70年代のダイオキシン汚染は深刻であったと

も考えられます。厚生省の母乳中のダイオキシン類濃度が20年前から年々減少しているとする報告とも一致しています。ダイオキシン類の人体汚染については過去から現在までどこからどれぐらい曝露したのか詳細に検討する必要があります。

豊能郡美化センター労働者

ダイオキシンへの 高濃度曝露明らかに

豊能郡美化センター（以下、センター）からの排ガスや周辺土壌から高濃度のダイオキシンが検出され以降、大きな社会問題となり、住民運動が精力的に取り組まれている。

その中で、センター元労働者のダイオキシン被害について労災請求の動きがあることが大きく報道された。安全センター事務局では、住民運動関係者の方や労災請求の準備をすすめている元労働者である畑中克男さんと竹岡光夫さんなどと会い、話をお聞きする機会を得た。

報道の通り、畑中さんと竹岡さんは血液中の脂肪1グラム当たり180ピコグラム、136ピコグラムのダイオキシンが検出されており（摂南大学宮田秀明教授調べ）、これは通常人の値の7から9倍と異常に高い。

ゴミ焼却場における焼却過程では2カ所でダイオキシンが発生するとされ、一つは炉の内部、そしてもう一つは焼却炉から出る煤じんやすすを捕集する電気集じん器といわれている。中災防の調査報告（1998年3月）によると、焼却処理施設では大気中のダイオキシン類はほとんどが粒子態で存在しており、その原因と考えられ

る焼却灰、飛灰（電気集塵機で捕集される灰）においては相当な濃度のダイオキシンが検出されている。そして明らかに飛灰の方が濃度は高い。

センターの飛灰中ダイオキシン濃度は灰1グラム当たり320ナノグラム（厚生省98年7月）という記録があり、これは中災防が調査した2施設の値の5～10倍に及んでいる。

センターは88年4月に運転開始、97年6月に排ガス中の高濃度ダイオキシンが検出されて休止し、現在廃炉が決まっている。畑中さんは、1989年に就職、粗大ゴミを担当した後、休炉までの約6年間、この飛灰とセメントを混ぜて固化する工程で働いていた。畑中さんによればすごい粉じんの中をマスクなしで作業し、問題の高濃度汚染の出口となった開放型冷水塔からの汚染ミストが入ってくる位置の窓も開放して仕事をしていたという。畑中さんは皮膚症状を起こしている。竹岡さんは、センター開業時に就職し、おもにクレーン操作を担当していたが、94年頃から内臓の不調を訴え通院するようになり95年2月に胸部の病気による入院を契機に退職させられ、96年春に大腸がん、今年直腸がんを患っている。お二人のこうした症状とダイオキシン曝露との関連があるのではないかと憂慮されているのである。労働省は昨年10月元・現従業員を含め95名（ほぼ全数）の血液検査等を実施したが、未だに結果を明らかにせず、本人からの問い合わせにも「教えない」という全く不誠実な対応を続けているという。

国、府、能勢町、豊能町、三井造船ら会社の責任問題の追及・明確化と解決に向けた取り組みが懸命に行われている。労働者への高濃度曝露は明らかと考えられ、ガンなど遅発性の健康障害をはじめ労働者の健康問題も重要な課題となっている。他地域の施設についても懸念がある。安全センターとしても今後できるだけ協力をしていくことにしている。



畑中克男さん

前線から

分析作業での腱鞘炎で労災請求

北大阪ユニオン

大阪

化学薬品会社A社に勤務するBさんは、取り扱っている製品の品質の化学分析を数年前から単独で担当してきた。以前は2名が位置されていた職場だったが、同僚が退職後は労働組合からの要求にもかかわらず補充がされていなかった。

昨年の8月頃から左上肢の痛み、特に、左手手首、手の甲の痛みを強く感じるようになった。こうしたことはこれまで経験がなく、原因は仕事以外には考えられなかった。痛みを自覚するようになって、会社に対して改善を求め、市販の湿

布薬を貼って仕事をしている。

考えられる原因というのは、精密天秤での計量作業である。試料を正確に計量するために何度も左手を空中に保持して作業を行うため、いわゆる「静的」筋負担と手の部分の同じ動作の繰り返しによる「動的」筋負担が重なって発症したものと考えられる。

その後、我慢しながら仕事をしていたが、作業増加した12月に症状が増悪し、ついに会社の近くの診療所に受診して「左手背左手関節腱鞘炎」で2週間の

安静加療を要するとの診断を受けた。労働組合として作業軽減を求め、会社は追加要員の配置に同意したものの未経験者ということもありその効果はあまりあがらなかった。

Bさんは当然に労災請求の手続きをとり、現在、労基署の調査が行われている。労働組合としても実状の説明と早期支給決定を労基署に申し入れた。発症の経緯から原因が仕事にあることは明らかで、働きながら治療し、会社とも交渉してがんばっているBさんたちのためにも、労基署は早期に労災すべきだし、また、今後作業負担の軽減対策が必要だろう。安全センターでもできるだけの協力をしていくことにしている。

プレス災害外国人被災者損害賠償訴訟

いよいよ本人尋問始まる

西成

1997年6月、西成区のプレス工場で自動車部品のプレス作業中に右手四指を切断したフィリピン人労働者、ベンジャミン・パセ

テス氏の損害賠償訴訟の本人尋問がいよいよ3月4日に行われる。

ベンジャミン氏は同年3月より太陽工業に雇用さ

れ、「とにかくこのボタンを押せばよい」式の説明だけをたよりに、安全管理者不在のまま、プレス機械の操作を行っていた。そのため氏は、両手押し式と聞かされていた左右の安全ボタンが片方だけで作動すると

知らずに片方を押ししてしまったため、上記の災害に至った。しかも会社は、痛みに耐えかねている氏を1時間以上もかけて富田林市の病院まで運んだり、労災手続きを1ヵ月以上しないで放置するなど、事故後も不誠実な態度に終始してきた。

本人尋問では、本人の主張を否認する会社側に対し、被災にいたる作業実態を克明に明らかにしていくことになる。

以下は、1年ぶりに日本を訪れた本人に現在の心境を記してもらったものである。

おひさしぶりです。私がこの国（日本）を離れ祖国フィリピンに帰ってから1年近くなります。毎日が挑戦の連続ですが、それにうまく対処できるよう勤めてきました。空港に出迎えた

家族たちは、はじめて私のありのままの状況、右手がない私の姿を目の当たりにしました。私は、義手をつけていなかったのです。私は、取り繕ったり、真実を隠したり決してしませんでした。

喜びと悲しみとが入り混じった出迎えを受けた私は、涙を抑えることができませんでした。その再会の時は、耐えがたく辛いものでした。「なつかしのわが家よ」という常套句の通りでしたが、心の奥底では、新しい生活の前途にある困難を思っ私は不安と困惑でいっぱいでした。私は右手を失ったが、まだ左手がある。こんなふうにして私は、これまで以上に創造的で辛抱強く、謙虚で、どんなに錯綜した複雑な状況があってもこれからの人生にまだ素晴らしいことが起こるとい希望を持って生き

ていけるを確信しています。私を迎え入れてくれた暖かい抱擁はなお優しく、暖かく、いたわりと励ましに満ちたものとなりました。そしてその抱擁は、単に苦悩と痛みを取り去る以上のものをもたらしてくれました。しかし、忘れることができるまでには、時間、もっと多くの時間、癒える時間、学ぶ時間、もっと強くなるための時間、希望を持てるようになるための時間、新しい目的を見つけ出す時間、夢を見、平安を見出すための時間、目覚め、「がんばります」と言えるようになるまでの時間が必要です。

私は右手を失いましたが、人生に立ち向かっていく心は失っていません。私は常に祈りを忘れず、最善を尽くし、残されたものを私の喜びとします。

外山鑄造労災損害賠償裁判

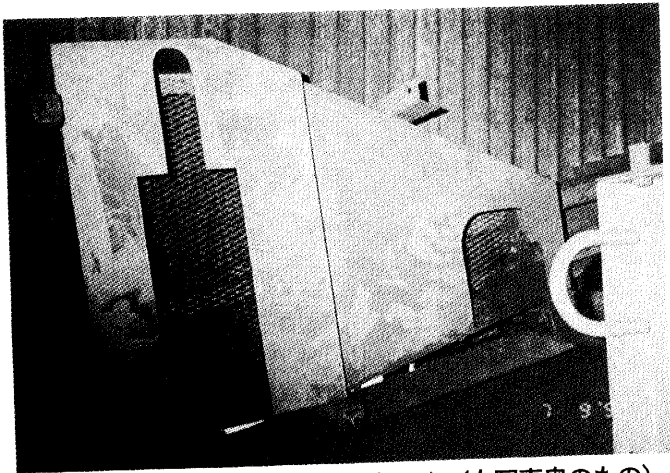
原告証人調べで新証言

岐阜

1992年10月に岐阜県の鑄造工場でバケットエレベーターを作動させるチェーン

に左足を巻き込まれて、障害等級11級に認定されたペルー人のHさん。昨年8月

に現地調査を行ったことはこの誌面で報告したが、その後12月に和解が不成立となり、2月26日証人調べで京都地裁に出廷した。12月に裁判官が出した和解案では、金額的には請求額の10



はずされていたチェーンの保護カバー(右写真奥のもの) むき出しになったチェーン。奥に保護カバーがはずされて置かれている。

分の1ぐらいで原告としては多少不満があったものの、今回の滞在では4年間も帰郷できず、96年2月に労災の障害認定を受けて被告会社と交渉をはじめてから数えても3年になり、早期帰国のためにHさんは和解を受け入れるつもりであった。しかしながら、外山鑄造側の回答が「100万円以上は出さない」という何の根拠もないふざけたものであったため、和解は不成立となった。どうやら「原告が勝手に自分の持ち場でもない機械に上って勝手にけがをした」、「資格外就労のためペルーの平均賃金で計算すれば、17分の1」との主張で賠償額を100万円に値切るつもりらしい。

証人尋問ではまず主尋問ですでにHさんの陳述書で述べた事故状況を確認した後、重要な新証言を2点おこなった。1点は、この裁判提訴前にHさんが事故にあった機械をはっきりさせるため、1度工場を訪れて写真を撮っていたが、その時もチェーンの保護カバーが外されたままになっていたこと。これは証拠写真も提出した。

また、もう1点はHさんが日本人女性と婚約している結婚する予定があることであった。すると将来的に日本に滞在する資格を獲得できるので、被告側の「17分の1」と言う主張は退けられる可能性が出てきた。この点については、在留資格に関係なく日本人と平等

な補償をもらえるよう裁判で争って判決を取りたいところであったが、現実的には難しく、本人にとっては婚姻によって資格が取れるほうが有利な判決となるだろう。反対尋問では、被告側はやはり何年も前の事故で記憶があやふやになっている点などに的を絞って質問をおこない、証言の信憑性を崩そうとしてきた。Hさんが現在不法滞在の状態であることなども裁判官に印象づけようとしていたようだが、にこやかな表情の裁判長の顔からは、どのような印象を持ったかは読みとれなかった。

次回は6月4日にHさんの同僚で事故の時一番近くにいたアルゼンチン男性が証人として証言する。

1月の新聞記事から

1/6 米国ニューヨーク市で銃犯罪の被害者7家族が「家族が銃で殺されたのは、銃会社が銃を不法に売りすぎたからだ」として銃の製造・販売会社約40社を相手取って損害賠償を求める訴訟を起こし、ブルックリンの連邦地裁で公判が始まった。たばこ訴訟にも使われた「過失販売理論」による新しい訴訟。

東京電力が新潟県柏崎刈羽原発3号機で2000年より導入予定のプルサーマル計画について柏崎市の市民グループが導入の是非を問う住民投票条例制定のための条例案などを市選挙管理委員会に提出。

1/12 大分県立盲学校に在学中に教師に殴られたことで眼球を摘出したとして、学生と家族が県と教師を相手に損害賠償を求めた裁判で「最近の障害者雇用対策の充実、強化に伴い、補助器具の使用により、事務系職業などに雇用が拡大しつつある」として健常者と同一基準で逸失利益を算定した和解が成立。

1/13 昨年12月23日に愛媛県新居浜市の住友化学工場で起きた爆発事故は、プラントに使う液体冷却剤を規定より減らして運転していたのが原因との調査結果が発表された。

奈良県桜井市が遮水設備や浸出液処理設備がなく厚生省から違反を指摘された市営一般廃棄物処分場にダイオキシンを含む焼却灰の不法投棄を約9ヶ月続けていたことが判明。

1/16 京都市北区の金閣寺で舍利殿の2層目の屋根の点検作業中に、屋根ふき業奥谷広信さんが足を滑らして転落、軽傷。

長野県諏訪市の県下水道公社南信管理事務所の工事現場での砂濾過施設のコンクリート屋根の補修工事において凍結していた屋根のつなぎ目をバナーで溶かす作業中、突然爆発し、作業員1名が約5メートルはね飛ばされ右足骨折の重傷、1名がはがれたコンクリートと屋根の間に挟まれて内臓破裂で死亡。

1/19 熊本県に水俣病の認定を申請して棄却された元社員が環境庁に不服を申し立てていたのに対し、同庁が死亡後の解剖所見で「水俣病」との判定を得ながら、県の反対で最終処分を棚上げしていたことが判明。

シブチは奈良県と大阪府の4工場で敷地内の地下水から国の環境基準を超える有機塩素系化合物が検出されたと発表。奈良工場で基準の7000倍のジブチ、八尾工場でも基準の1400倍のトリブチが検出された。

1/20 午後6時10分ごろ、香川県丸亀市の化学製品製造業「四国化成工業」丸亀工場で自動車タイヤの原料の「不溶性硫黄」の製造炉付近で爆

発が起こり、炉を清掃中だった社員4人が骨折などの重傷、他2人が軽傷を負った。炉内に残存していた二硫化炭素が漏れだし何らかの原因で引火したらしい。

1/21 千葉県内の大学付属病院で勤務中にくも膜下出血で倒れ死亡した小児科女性医師(当時43才)について所轄の労基署が過重業務による労災と認定していたことがわかった。この医師は1997年8月の当直勤務明けの朝に当直室で倒れ、意識のないまま18日後に亡くなった。直前の約2週間休日をとらず、この間2回の当直勤務があるなど激務が続いていた。昨年3月に遺族が労災申請し11月に認定。

1/22 京都行政監察事務所は、昨年8月から11月にかけて21事業所対象に実施した短時間労働者の労働条件調査の結果をまとめ、京都労働基準局などに改善要請をおこなう。8事業所で就業規則がなく、6事業所では内容に不備があった。

1/25 北陸7中部でマグニチュード6.0の地震が発生、震源地に近いアルメアなどの5州17市町でビルが倒壊し多くの人々が下敷きに。死者は2千人を超えるとの予想も。

香川県大野原町の農業用水用井戸掘削工事現場でコンクリート管設置工事中に側面の土砂が崩落し、1名死亡。

1/26 京都市山科区の国道1号線交差点で午後9時50分ごろ、山科区のタクシーに乗用車が正面衝突し、タクシー運転手が死亡、乗用車の2人も骨折などの重傷。

日本政府は国内に限定していた原子力政策を転換し、アジア各国への原子炉輸出を含む海外展開を積極的に推進する方針を決めた。

中西準子横国大教授と原田正純熊本大助教授らの調査で、アムールのアマール川流域で有機水銀による水俣病特有の症状の患者が発生していることが判明。有機水銀中毒患者が海外で確認されたのは初めて。

1/27 茨城県つくば市の文部省高エネルギー研究所で火災報知器の誤報で加速器内に入った警備員が被曝。

1/28 神戸市垂水区の市立多聞南小学校で午前8時半ごろ、給食棟のガス給湯器が爆発し、窓ガラス1枚が割れ、排気口と天井の一部が破損した。けが人はなし。

1/29 午前4時ごろ、徳島県鴨島町の国道192号で徳島県の食品販売業者運転の保冷車がセンターラインを超え反対車線に進入し、徳島市無職の男性運転のタクシーと正面衝突し、両運転者が死亡、他3人が重軽傷。

腰痛予防に腰部保護ベルト - **楽腰帯** をどうぞ

らくようたい インナー&アウタータイプ

Relief (リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果
③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
リリーフ	男	リ-7G	グレー・ブルー - (ツツソ)	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	リ-7L	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製 宇土博医師考案
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社 **国際印刷出版研究所**

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259